

2025年11月18日

各 位

会 社 名 辻・本郷ITコンサルティング株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 黒仁田 健  
(コード番号：476A スタANDARD市場)  
問 合 せ 先 取締役CFO 安東 容杜  
(TEL 03-5323-3797)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025年11月18日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 260,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2025年12月2日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2025年12月18日(木曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025年12月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。ただし、発行価格と同時に決定する引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月11日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2025年12月12日(金曜日)から  
2025年12月17日(水曜日)まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2025年12月19日(金曜日)
- (10) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
.....

- (11) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿支店
- (12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引取人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 310,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 Hongo holdings 株式会社 310,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、株式会社SBI証券、大和証券株式会社、あかつき証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、岡三証券株式会社、Jトラストグローバル証券株式会社、東海東京証券株式会社、松井証券株式会社及び水戸証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一とする。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一とする。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 85,500 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 売出人 東京都港区六本木一丁目6番1号  
株式会社SBI証券  
売出株式数 当社普通株式 85,500 株（上限）  
（オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2025年12月11日に決定される。）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一とする。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。

.....  
 ●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」  
 ●（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
 ●.....

- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

#### 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 85,500株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 割当価格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (4) 払込期日 2026年1月21日(水曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当先及び割当株式数 株式会社SBI証券 85,500株  
なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。
- (7) 払込取扱場所 株式会みずほ銀行 新宿支店
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による新株式発行も中止する。

#### 【ご参考】

##### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの件

- (1) 募集株式数 当社普通株式 260,000株
- (2) 売出株式数 ① 引受人の買取引受による売出し  
当社普通株式 310,000株  
② オーバーアロットメントによる売出し(\*)  
当社普通株式 85,500株(上限)
- (3) 需要の申告期間 2025年12月4日(木曜日)から  
2025年12月10日(水曜日)まで
- (4) 価格決定日 2025年12月11日(木曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定する。)
- (5) 申込期間 2025年12月12日(金曜日)から

.....  
 ●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」  
 ●(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
 ●.....

2025年12月17日（水曜日）まで

(6) 受 渡 期 日 2025年12月19日（金曜日）

(\*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が85,500株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主であるHongo holdings株式会社（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、2026年1月16日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2025年11月18日開催の当社取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とし、払込期日を2026年1月21日とする当社普通株式85,500株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っています。株式会社SBI証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社SBI証券は、上場日（2025年12月19日）から2026年1月16日までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,691,988株
公募増資による増加株式数	260,000株
公募増資後の発行済株式総数	1,951,988株
第三者割当増資による増加株式数	85,500株
第三者割当増資後の発行済み株式総数	2,037,488株

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「4. 第三者割当増資による募集株式発行の件」の募集株式の全株に対し、株式会社SBI証券からグリーンシュエーションの行使通知があり、発行がなされた場合の数値です。

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
.....

### 3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 412,952 千円及び本第三者割当増資における手取概算額上限 142,374 千円を合わせた手取概算額上限 555,326 千円については、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① 人材採用費等の運転資金	444,253	2026年1月～2028年9月
② オフィス拡充	111,072	2026年9月～2027年9月
合計	555,326	—

具体的な内容は以下の通りであります。

#### ① 人材採用費等の運転資金

当社事業を継続的に発展させるためには、専門性の高いコンサルタントの採用及び教育、並びに提携パートナーの拡充及び連携強化が重要であると認識しております。そのため人件費、研修採用費、業務委託費、新規取引先紹介に伴う支払手数料及び広告宣伝費の運転資金として、444,253千円を充当する予定であります。

#### ② オフィス移転

上述のとおり、当社の事業を継続的に発展させるためには、専門性の高いコンサルタントの採用及び教育が重要であると認識しております。そのため、会計を中心とした高度な専門性をもった人材の採用を積極的に行い、従業員が高いモチベーションを保ちながら安心して長期的に働ける環境を整えるために、就業環境と採用優位性のある待遇整備にも注力してまいります。その一環としてオフィス移転のための敷金や内装設備等の資金として555,326千円を充当する予定であります。

なお、資金調達については、上記のとおり、当社の成長に資する支出及び投資に充当する方針ですが、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。

### 4. 株主への利益配分

#### (1) 利益配分の基本方針

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当しつつ、将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針としています。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めており、剰余金の配当を行う場合、中間と期末の年2回の実施を基本方針としています。

#### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当する方針です。

#### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することにより、更なる事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。



また、当社株主であるニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合 無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社、ニッセイ・キャピタル10号投資事業有限責任組合 無限責任組合員ニッセイ・キャピタル株式会社及びAGキャピタル株式会社は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2026年3月18日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年11月18日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

## 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
.....